（確認の業務の用に供する設備の基準）

第六十四条の六　法第三十八条の二第三項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。［新設］

一　法第三十八条の二第一項の規定による総務大臣の認可を受けようとする者（第六号において「認可申請者」という。）が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち、特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理又は管理に用いる設備（以下この条及び第八十二条第七号において「特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の動作を記録する機能を有していること。

四　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備のうち特定利用者証明検証者証明符号を管理するシステムに係る設備は、外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有していること。

五　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように必要な措置が講じられていること。

六　認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の四第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

七　確認事務実施設備は、明るさが確保された場所その他の性能に支障が生じないために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

（軽微な変更）

第六十四条の七　法第三十八条の二第四項に規定する総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。［新設］

一　法第三十八条の二第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの

二　同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設

（特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法）

第六十四条の八　法第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供は、機構から特定利用者証明検証者証明符号を記録した電磁的記録媒体を特定利用者証明検証者に送付する方法により行うものとし、電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。［新設］

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の九　令第二十五条の四に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。［新設］

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　廃止しようとする日